

大事な投票、忘れずに!



# 奈良県知事 奈良県議会議員

投票日 **4月12日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**

## 今回投票できる人

- 《年齢要件》 平成7年4月13日以前に生まれた人
- 《住所要件》 平成27年1月2日以前に住民票が作成された人または転入届をした人で、引き続き住民基本台帳に記録され、かつ居住している人。

※平成26年12月26日～平成27年1月2日に転入された人は、下記に記載した期日前投票について、4月2日からの投票となりますのでご注意ください。

※本市の選挙人名簿に登録されている人で、平成27年1月3日以降に県内の他市町村に住所を移された人は、本市で投票する資格があります。逆に、県内他市町村の選挙人名簿に登録されている人で、平成27年1月3日以降に本市に住所を移された人は、前住所地で投票を行うことになります。

ただし、この規定は1回の住所異動に限られ、県内であっても2回以上住所を異動した人は投票できません。また、投票の際には、最寄りの市民課(住民課)が発行する居住証明書類が必要となります。

詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

※平成27年3月23日以降に市内転居された人は、旧住所地の投票所で投票していただくことになりますので、ご注意ください。

## 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、4月上旬に世帯単位で封書にて郵送します。投票所へはこの入場整理券を必ずお持ちください。

万一、投票所入場整理券を紛失された場合や未着の場合でも当該選挙人名簿に登録され資格を有すれば投票できますので、その旨を投票所でお申し出ください。

一方、投票所入場整理券が届いても、当日資格のない人や本人以外の人は投票できません。

## 選挙公報

奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙の公報が発行され、選挙期日の前日までに配布されます。また、各公民館等にも備え置きます。

## 期日前投票 実施中!!

投票は、原則として各投票区の投票所において行われなければなりません。例外として選挙期日に仕事や用務などがあると見込まれ、投票所に行けない人については、「期日前投票事由に該当する旨の宣誓書」を提出して期日前投票をすることができます。

### 《期日前投票期間》

- ・県知事選挙 実施中～4月11日(土)まで
- ・県議会議員選挙 4月4日(土)～11日(土)まで  
曜日に関係なく 午前8時30分～午後8時まで

### 《期日前投票場所》

大和郡山市役所1階115会議室(北郡山町248-4)  
※宣誓書は、投票所入場整理券の裏面にも印刷されています